

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害概要					事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					死亡	重傷	軽傷	CO	火災			
B1G19-008	2019/05/20	2019/06/21	ガスこんろ(都市ガス用)	静岡県						○(火災)当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の左こんろに天ぷら鍋を載せ、油を入れて揚げ物の準備をしてから外出し、10分後に火災が発生していた。○当該製品は左こんろ操作ボタンが押された状態であったが、当該製品上部のレンジフード等の焼損は少なく、鍋の油が発火した状況ではなかった。○当該製品内部に焼損はなく、ガス気密性はあり、左こんろ器具栓内部のメインバルブは閉じた状態であったことから、火がついていれば自動消火した状態と判断できた。○左こんろの調理油過熱防止装置の温度センサーに異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に火災の痕跡はなく、調理油過熱防止装置の温度センサーに異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	・A201900140 (ウォーターサーバー)と同一事故
B1G19-007	2019/04/27	2019/06/21	ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、屋外式(RF式))	静岡県						○(火災)当該製品を焼損する火災が発生した。	○事故発生当日、自宅のテレビアンテナに落雷があった。○当該製品は内部の電装基板が黒くすすけており、電装基板上の電流ヒューズ及びサージ保護用バリスタが破損し、電源端子の一部及びアース線が溶融していた。○電装基板以外の部品及び配線に異常は認められなかった。●当該製品は落雷による高電圧が電装基板に加わったため、電装基板上の部品が破損し焼損に至ったものと推定される。	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年5月14日
B1G19-006	2019/04/20	2019/05/23	ガスこんろ(都市ガス用)	埼玉県						○(火災)当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○右こんろを強火で点火し、バーナーから炎が出ていることを確認した約3分後にグリルの排気口から約20cmの炎及び白煙が出たため、粉末消火器で消火し、ガス栓を閉栓し、当該製品の電池を抜いた。○使用者は、当該製品のグリルの使用及び清掃をしたことがなかったが、当該製品は使用者の入居前から設置されており、それ以前の使用状況は不明であった。○当該製品の天板及びグリル排気口内部に油脂が付着しており、天板の裏側はグリル排気口付近から油が流れ込んだ痕跡が認められた。○ガス接続口から器具栓までの気密性に異常は認められなかった。○操作ボタンのマイクロスイッチに異常は認められず、点火動作も正常であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のガス配管の気密性及び点火動作に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
B1G19-005	2019/03/26	2019/04/18	ガスこんろ(都市ガス用)	千葉県						○(火災)当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者が台所で当該製品を使用後にその場を離れた際、台所から「ピーピー」と音がしたので確認したところ、当該製品から煙とグリル排気口(メッシュ部)から火が出ていた。○消防現着時、当該製品の操作ボタンは消火の位置にあり、グリルの水受皿には多量の油脂がたまっていた。○使用者によれば、こんろは事故発生直前に、グリルは前日の夜及び当日朝に使用し、グリルは一週間前に清掃したとの申出内容であった。○小バーナー用のイグナイターコード及び立ち消え安全装置の熱電対の被覆が焼損しており、グリルのフード熱板表面は、正面から排気ダクトに向かって右側の焼けが強く、イグナイターコード挿入用スリットから熱流が出た痕跡が認められた。○グリル庫内は、油脂類及び煮こぼれが炭化したと思われる付着物が多量に認められ、水受皿の裏面は焼けが著しく、焼き網にも焦げが多量に付着していた。○ガス接続口から器具栓までの気密性を確認した結果、ガス漏れは認められず、制御基板にも焼損等の異常は認められなかった。●当該製品のグリル庫内に多量の油脂等の炭化物が付着していたことから、使用者が誤ってグリルの操作ボタンを押してしまい、手入れ不足でグリル庫内にたまっていた油脂等が過熱されて着火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「火をつけたまま機器から絶対に離れない。」、「消火操作をしたときは必ず炎を確認する。」、「グリル使用後及び連続使用の場合は水受皿にたまった脂を取り除く。」及び「煮こぼれに注意する。機器内部に侵入すると機器故障の原因になる。」旨、記載されている。	

※1 A2: 重大製品事故以外の製品事故  
 ※2 B1: 「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの  
 ※3 B2: 「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	公表日	製品名	事故発生 場所	被害概要					事故の内容	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考	
					死亡	重傷	軽傷	CO	火災				
B1G19-	004	2019/02/07	2019/02/27	ガス給湯付ふろが ま(都市ガス用、屋 外式(RF式))	神奈川県					○	(火災)当該製品を使用中、当該製品の 周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品を使用中、異音が生じ、周辺が焼損した。○当該製品は、設置 されていた建物の外壁塗装のため、外壁塗装業者により養生シートで覆われてお り、給気口が塞がれていた。○排気口下部に焼損した養生シートが付着してい たが、外装に変形や変色等の異常はなく、内部にも出火の痕跡は認められなかつた。 ○当該製品は、養生シートに覆われていない状態では、正常に動作することが確認 された。●当該製品に事故に至る異常は認められなかったことから、給気口が養生 シートで覆われて塞がれており、その状態で使用者が当該製品を使用したため、燃 焼用空気の給気不足により未燃ガスが発生し、排気口から出た際に、点火時のス パークが着火して火災が形成され、養生シートが焼損したものと推定される。なお、 取扱説明書には、「外壁の塗装や増改築、家屋の修繕などに機器本体・給排気筒 トップが養生シートで覆われた場合は、機器を使用しない。」旨、記載されている。	
B1G19-	003	2019/01/28	2020/05/21	ガスこんろ(都市ガ ス用)	東京都					○	(火災)当該製品を使用中、爆発を伴う火 災が発生し、当該製品及び周辺を破損し た。	○使用者が当該製品のグリル排気口に噴射剤にLPGを使用したスプレー缶を置いて グリルを使用したところ、爆発が発生し、スプレー缶の底が抜けて天井に刺さつて いた。○当該製品の安全装置は正常で、その他、事故の要因となる不具合は認め られなかった。○ガス配管、ガスホース及び当該製品内部にガス漏れは認められな かった。●使用者が噴射剤にLPGを使用したスプレー缶を当該製品のグリル排気口 の上に置いた状態でグリルを使用したため、グリルの排気熱によりスプレー缶が加 熱されて爆発したものと推定される。なお、取扱説明書には、「機器の上や周囲には 可燃物や引火物を置かない、近づけない。」「スプレー缶は熱で缶内の圧力が上 がり爆発するおそれがある。」旨、記載されている。	
B1G19-	002	2019/01/23	2020/05/21	カセットボンベ	東京都					○	(火災、軽傷2名)飲食店で当該製品が破 裂する火災が発生し、2名が負傷した。	○飲食店でガスグリルを使用中、当該製品が破裂した。○当該製品は、ふだんガス トーチを取り付けられた状態でガスグリルの横に置かれていた。○当該製品に取り 付けられていたガストーチは、ガスグリル上部の排気装置に突き刺さっており、ガス グリルの天板及びフレームにへこみが認められた。○当該製品のガシメ部が膨ら んでおり、缶体からの外れはなかったが、フランジ部分が大きく潰れるように変形し ていた。○底が外側に向けて膨らんで外れており、いびつに変形していた。○ガスグ リルの稼働に異常は認められず、稼働時の温度測定をしたところ、天板前方中央部 は200℃を超えることを確認した。○当該型式品は、95℃まで加熱するとガシメ部 が膨らみ、106℃まで加熱すると底が抜ける仕様である。○同等品を事故現場に設置 されていたガスグリルの同等品の天板上に置き、ガスグリルを点火したところ、約14 分後に同等品が爆発し、事故現場に設置されていたガスグリルの天板及びフレーム と同様に、天板前方中央にへこみが認められた。●当該製品は、使用中のガスグ リル天板上に置かれたため、加熱されて内圧が上昇し、破裂したものと推定される。 なお、本体表示には、「当該製品を過熱すると容器内圧力が上がり、爆発する危険 がある。」「火気と高温に注意する。」旨、記載されている。	平成31年1月31日 に消費者安全法 の重大事故等と して公表済
B1G19-	001	2019/01/16	2020/05/21	ガス瞬間湯沸器(都 市ガス用、屋外式 (RF式))	東京都					○	(火災)異臭が生じたため確認すると、当該 製品及び周辺を焼損する火災が発生して いた。	○当該製品は、集合住宅3階のベランダに壁掛け設置されていた。○使用者は去年 の夏から当該製品に、本体及び製品下の配管まで覆う大きさのタオルを掛けてい た。○当該製品は全面が焼けており、特に下側の焼損が著しく、底面の樹脂製配線 口が焼失し、電源コードが配線口を出たところで断線していた。また、電源コードの 断線箇所に繊維状の付着物が認められた。○熱交換器に排気漏れの痕跡、フィン 部に変形やすす詰まり等の燃焼に支障を来す異常はなく、内部から出火した痕跡は 認められなかった。○灯内内管から当該製品まで及び当該製品内部にガス漏れは 認められなかった。●使用者が当該製品の給気口のあるフロントカバーにタオルを 掛けていたことにより、当該製品の燃焼に必要な給気が不足し、燃焼室内の未燃ガ スが排気口から出て火炎を形成し、タオルに着火したものと推定される。なお、取 扱説明書の使用上の注意には、「器具の上や周囲に燃えやすいものを絶対に近づけ ない。排気口の上にタオル、布巾等をのせない。」旨、記載されている。	製造から20年以 上経過した製品

※1 A2: 重大製品事故以外の製品事故

※2 B1: 「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2: 「B1」以外の事故